

令和7年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図るための事業を行います。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2025年に団塊の世代が75歳以上となり、交通インフラや医療機関、生活に必要な買い物の場など、これまで当たり前にあった生活機能の維持・確保が大きな課題になると言われています。

2025年以降の超高齢化時代を見据え、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための地域づくりを関係機関と進めていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、本会としても、行政をはじめ、福岡県社会福祉協議会や関係機関・各種団体等と協働し、生活困窮者支援の取組や総合相談など包括的な支援体制づくりのさらなる強化に努めていかなければなりません。

なお、令和7年度の「まつりかわさき」は、商工会議所青年部主催の「まつりふっとうてん」の未開催が決まりましたが、川崎町社会福祉協議会が主催する「ふくしまつり」と川崎文化連盟主催の「総合文化祭」は、例年どおり11月に実施する方向で協議を進めています。令和7年度についても引き続き、住民の立場に立って、人と人をつなぐ活動や地域福祉推進の取組を積極的に進めていきます。

2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

地域の暮らしを支える持続可能な地域づくりを推進していくためには、地域住民の力が今後ますます重要となります。大切なことは、住民の方々や様々な地域団体が主体的に話し合い、自分たちに何ができるかを考えて行動していくことです。町民一人ひとりが「住みやすく、暮らしやすい地域になるには」を自分事として意識し、行動することが川崎町での地域共生社会づくりに近づく一歩になります。

本会では川崎町からの受託事業である川崎町生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターを配置し、現在多くの住民の方々と構成する「でてこんかい・かたらん会」を運営しており、各地域でのサロンづくりの支援等を行い、「助け合い・支え合いのまちづくり」の取組を進めています。

また現在、川崎町が主催する「川崎町地域いきいき健幸サロン」では、役場

高齢者福祉課・社会教育課・健康づくり課・企画情報課・社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携して、地区公民館での健康への意識向上や高齢者の引きこもり・認知症の予防、地域の活性化等を目指した事業を進めています。

令和7年度も引き続き川崎町の関係課と連携して、地区公民館を核としたこの取組に積極的に参加していきます。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

地域福祉活動を充実させるためには、ボランティア団体等の育成及びその支援は必要不可欠であり、そのためには、住民による地域づくりを高めていく環境づくりが重要です。

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい個人及び団体とボランティアを必要とする個人及び団体との調整や、ボランティア個人及び団体の活動支援、情報提供、各種講座の開催など、ボランティアに関する総合的な窓口としての活動を行うものです。

令和6年度の登録数は、19団体467人、個人18人で、徐々にボランティア団体依頼・相談件数は増加傾向にあり、自宅庭の除草作業等のほか、イベント関係では、福祉施設祭りなどの出演依頼や、パン博前の清掃活動、かわさきフェスタのあと片付け、小中学生対象の映写会などにもたくさんのボランティアに協力をしていただきました。

ボランティア活動の促進は、町民が主体的に地域課題を解決する第一歩であり、センターの基盤強化は、ボランティア団体の自立を促進する環境づくりの重要な課題でもあります。令和7年度も、地域住民によるボランティア活動の理解と関心を高めるための取組と更なる情報発信に努めます。

4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

福祉教育は、すべての人が「普段の暮らしの幸せ」を実現させるため、それぞれの多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むための学びです。

地域の抱える課題が多様化・複雑化している今日において、地域住民が誰をも排除しない（排除されない）、様々な生き方を受け入れられるような意識の醸成が不可欠です。特に学齢期における福祉の心づくりは、住民参加の地域福祉の基盤づくりに大きな役割を担っています。

本会では、子どもたちや学校等が「ともに生きる」ことを意識し、福祉意識を高めることを目的として、令和7年度も小学生への福祉教育冊子等の配布及び福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

5. 共同募金事業への協力

共同募金事業は、住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の推進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられています。

本会においても、喜寿のお祝いをはじめ、米寿のお祝い、障がい児バスハイク、映写会の上映、福祉教育読本や新一年生への文房具の配布、福祉・ボランティア団体への助成等の事業を行っていますが、今後さらに多くの方々の参加とご協力をお願いし取組を進めていきます。

- (1) 川崎町シニアクラブ連合会の各クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び法人募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金（各行政区長に依頼）を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

なお、令和6年度の共同募金活動については、多くの方々の協力を得て、募金目標額2,200,000円には届きませんでした。2,124,316円となりました。令和7年度以降も様々な工夫を行い推進していきます。

6. 川崎町総合福祉センターの運営

令和5年度の新型コロナウイルス感染症が5類に移行した以降から、施設の貸館利用料については増額しています。

しかしながら、近年、通信制高校のスクーリングの使用が拡大してきており、この間、社協関係の急な相談業務や各種事業が行えないことも多いため、一定の配慮が必要となっていますので、今後の協議が必要となっています。

なお、令和7年度も引き続き、各種福祉団体やボランティア活動に対する会議室の提供や貸館業務により福祉の増進を図ります。

7. 心配ごと相談業務

心配ごと相談事業は、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言等を行い、福祉の増進を図ることを目的に、川崎町より事業委託を受けて実施していますが、これまで、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、計10名の相談員で相談業務を進めています。

近年は、財産をはじめ近隣での苦情や住宅、家族問題などの相談件数が多く、内容も広範囲にわたり複雑化してしています。

今後とも、相談者の様々な悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修等を行い相談業務の充実を図ります。

8. 川崎町老人福祉センターの運営

老人福祉センターの浴場について、令和6年度の利用状況については、前年度以降しだいに安定してきており、冬場の12月から2月にかけて、一日の利用者数が平均130名と回復してきました。

令和7年度についても、引き続き感染対策を講じながら、親しみの持てる利用しやすい施設運営に努めます。

なお、施設の経年劣化により、機器の故障や修繕箇所が生じていますが、限られた予算の中で、日頃からの点検を行いながら優先順位を考慮して実施していきます。

9. 居宅介護支援事業

本会の居宅介護支援事業所は、積極的に新規利用者の受け入れや困難事例についても対応を行い、単年度での黒字経営を実現しています。また、令和6年度から、川崎町地域包括支援センターにおける介護予防業務の一部委託を受け、要支援者の受け入れも行っています。

今後も利用者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じた自分らしい日常生活を営むことができるよう、各関係機関や多職種との連携を図るとともに、介護支援専門員の質の向上を図り、質の高い支援提供に努めます。

10. 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業

本会の訪問介護事業等は、現在、管理者（サービス提供責任者）及びサービス提供責任者、登録ヘルパーは2名増えて11名でサービスを提供していますが、要介護の方を対象とした訪問介護サービス、要支援の方を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業、障がいのある方を対象とした障がい福祉サービス、移動に著しい困難を有する視覚障害のある方を対象とした同行援護サービス、そして、利用者が全額負担する介護保険外サービスなどを実施しています。

令和6年度の利用者数については、管理者会議等を開催し経営対策について積極的に取り組んだ結果、前年度に比べて若干増加傾向に向かっています。しかしながら、新規申し込みが緩やかな状況であるため、令和7年度については、

早期に安定的な事業運営ができるよう、関係機関等に働きかけを行っていきます。

また、登録ヘルパーによる訪問介護サービス提供に関する研修会等の充実を図り、やりがいをもって介護業務に就けるよう環境づくりに努めます。

1 1. 障がい者(児)相談支援事業

本事業において、常に利用者や関係機関から信頼される相談支援事業所であること、そして相談業務を円滑に進めていくことを心がけて取り組むことは、事業を継続するために大変重要です。

また、川崎町だけにとどまらず、田川地区全体の障がい者相談支援事業が利用者の自立に向け、円滑に利用できるよう協力していくことも必要です。

利用者との会話をスムーズに進め、必要な事柄を聞き取り、迅速に適切な支援を提供できるよう、相談支援専門員の資質向上に努めるとともに、サービスが必要な方に一日でも早く必要なサービスを必要な量で提供できるよう、地域や事業所、行政など関係機関に働きかけていきます。

令和7年度以降も、この事業運営を継続し、安定した経営を維持できるよう現在契約している利用者への支援が滞ることのないよう配慮しながら、可能な限り新規利用者の受け入れも行っています。

1 2. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成2年条例第27条）の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障がい者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会はその相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしています。

特に、令和4年度からの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付の償還に伴う相談支援業務を進めています。生活相談支援員により生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援業務を進めています。今後も、利用者の立場に立った丁寧な対応を行っていきます。

1 3. 介護予防支援業務

地域包括支援センター業務の必須事業としてのこの事業は、介護保険におけ

る予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行うものです。

近年は新規の利用者がやや増加傾向にありますが、要支援者等の状況により全体的な利用者数は減少傾向にあります。引き続き利用者にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っていきます。

なお、近年の介護職員の人材不足については深刻であり、当地域包括支援センターにおいても、プランナー（介護支援専門員や看護師等）の退職が続いている中、利用者の支援に影響が出ないよう職員確保対策を講じていきます。

14. 川崎町地域包括支援センター業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されており、また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民の多様なニーズに応えることのできる地域に密着した一元化された総合相談拠点を目指すものです。

相談実績では、令和6年4月から令和6年12月までで、相談件数261件、対応回数991回となっており、年々、困難事例の相談や後方支援が増加傾向にあります。

毎月1回、町高齢者福祉課と「地域包括支援センター連携会議」を開催し、事業運営について協議を進めていますが、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

15. 川崎町地域いきいきお出かけサロン事業

この事業は、川崎町から本会が事業委託を受け、令和5年10月18日から運行開始したもので、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、他者とのふれあいや買い物動作を通じて、閉じこもり予防を促し、自身の健康や介護予防に努めてもらうことを目的とした「介護予防事業」の一環としての事業です。

全国的に人口減少や高齢化が進み、買い物・移動が困難な方の増加が社会問題化している中、川崎町において本事業は、介護予防や生きがづくり、閉じこもり防止等を進めていくうえで大変重要な取組となっています。

現在、3名の運営員を配置し運営していますが、利用者数は46名（3月上旬現在）となっています。令和7年度以降も在宅で安心して暮らし続けられる

ための事業として取組を進めていきます。

16. その他この法人の目的達成のための必要な事業

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が利用する日常生活自立支援事業については、現在、社協職員を専門員及び生活支援員として配置して、関係調査や福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等々を行っていますが、現在11名（令和7年2月末）の方が利用されています。

この日常生活自立支援事業の利用者が抱える生活課題の複雑化・多様化に伴い社協職員の業務量も増加していますが、判断能力の低下した地域住民の権利擁護に果たす役割は大きく、社協に対する関係機関・団体からの期待も大きいと言えます。

また、福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業で、社協が窓口として運営していますが、本会では現在、「フードバンクふくおか」や「フードバンクちくほう」から食糧提供を受け、こども食堂や生活困窮者に食糧支援を行っています。今後も日常生活自立支援事業と併せて、引き続き細やかなサービス提供が迅速にできるよう努めます。